各務原市母子健康手帳アプリ・
乳幼児健診デジタル問診票導入及び運用業務委託
公募型プロポーザル実施要領

１．事業概要

（１）事業名

各務原市母子健康手帳アプリ・乳幼児健診デジタル問診票導入及び運用業務委託

（２）目的

子育て世代への切れ目ない支援を実現するために、子育て家庭が必要とする支援策に容易にアクセスでき、安心して子育てができる環境の整備が求められている。

このような背景の下、母子健康手帳アプリ（以下「本アプリ」という。）を導入することで、母子の健康記録や予防接種のスケジュール管理、健康や子育てに関する情報発信、各種オンライン予約等、地域の子育てに関する情報を一元化し、より簡単に情報の取得につなげる。

また、乳幼児健診デジタル問診票（以下「本システム」という。）を導入し、保護者は24時間いつでもどこでも、スマートフォンなどから問診票や健診結果を入力・閲覧できるよう子育て世帯への負担軽減と利便性の向上を図り、安心して子育てができる環境づくりの整備を推進する。

（３）事業内容

別紙仕様書のとおり

（４）契約期間

契約締結日から令和１２年２月２８日までとする。

（５）運用開始時期

①　母子健康手帳アプリ

運用開始時期：令和８年２月１日

準備期間：契約の日から令和８年１月３１日まで

（令和８年１月３１日までに、本アプリ構築及び各務原市（以下「当市」という。）職員への操作研修を完了しておくこととする。なお、本アプリの使用料は令和８年２月１日から発生するものとする。）

②　乳幼児健診デジタル問診票

運用開始時期：令和８年１０月１日

準備期間：令和８年４月１日から令和８年９月３０日まで

（令和８年９月３０日までに、本システム構築及び当市職員への操作研修を完了しておくこととする。なお、本システムの使用料は令和８年１０月１日から発生するものとする。）

（６）事業費の上限額　16,868,500 円（消費税及び地方消費税込み）

※なお、以下に記載する上限額を超えないこと。

令和７年度上限額		
委託料	母子健康手帳アプリ導入費	¥429,000
使用料及び賃借料	令和８年２月から令和８年３月までの母子健康手帳アプリ使用料	¥187,000
令和８年度上限額		
委託料	乳幼児健診デジタル問診票導入費	¥3,920,400
使用料及び賃借料	・令和８年４月から令和９年３月までの母子健康手帳アプリ使用料	¥1,122,000
	・令和８年１０月から令和９年３月までの乳幼児健診デジタル問診票使用料	¥1,161,600
令和９年度上限額		
使用料及び賃借料	・令和９年４月から令和１０年３月までの母子健康手帳アプリ使用料	¥1,122,000
	・令和９年４月から令和１０年３月までの乳幼児健診デジタル問診票使用料	¥2,323,200
令和１０年度上限額		
使用料及び賃借料	・令和１０年４月から令和１１年３月までの母子健康手帳アプリ使用料	¥1,122,000
	・令和１０年４月から令和１１年３月までの乳幼児健診デジタル問診票使用料	¥2,323,200
令和１１年度上限額		
使用料及び賃借料	・令和１１年４月から令和１２年２月までの母子健康手帳アプリ使用料	¥1,028,500
	・令和１１年４月から令和１２年２月までの乳幼児健診デジタル問診票使用料	¥2,129,600

２．参加資格の要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

（１）各務原市競争入札参加資格を有していること。

（２）各務原市競争入札参加資格停止措置要綱（平成１４年９月３０日決裁）による指名停止を受けていないこと。

（３）営業に関し法令上の許可、認可、免許等を必要とする場合においては、これを受けている者。

（４）各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成２２年７月２３日決裁）に基づく排除措置の対象となっていない者であること。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

（５）他自治体において母子健康手帳アプリ・乳幼児健診デジタル問診票導入及び運用に係る事務を受託した実績があること。

（６）公募開始日において、情報セキュリティマネジメントシステム「ISMS」の標準を満たす承認「JISQ27001 または ISO/IEC27001」またはプライバシーマークの認証「JISQ15001」を取得していること。

３．実施形式

公募型プロポーザル方式による随意契約

４．質問及び回答

（１）提出書類

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書【様式１】に質問事項等を記入し提出すること。

（２）提出方法

「１１．担当連絡先」宛に、持参又は電子メールにて提出すること。

なお、電子メールの場合は電話にて到達確認を行うこと。

（３）受付期限

令和７年１０月１０日（金）午後４時必着

（４）質問への回答

各事業者から提出された質問事項をとりまとめ、事業者名を伏せて令和７年１０月１５日（水）までに、各務原市公式ウェブサイト上に公開する。ただし、質問の回答内容によって本プロポーザルに公平性を保てないと判断された場合は回答を行わないことがある。

５．参加表明に関する事項

（１）提出書類

参加表明書【様式２】１部

※代表者印を押下の上、提出すること。

（２）提出期限

令和７年１０月２２日（水）午後４時必着（郵送の場合は同日必着とする）

（３）提出方法

郵送又は直接持参により提出すること。郵送の場合は簡易書留郵便等配達完了の確認ができるもの。

（４）提出場所

「１１．担当連絡先」に同じ。

（５）参加表明の受領と結果通知

参加表明書の受領後、参加表明書に記載の担当者宛てに電子メールにより参加資格結果を通知する。

６．審査資料に関する事項

（１）企画提案書等の提出

参加資格結果通知により参加資格を有したものは、期限までに次に掲げる書類を提出すること。

【提出書類】

項　目		提出部数	提案内容
1	企画提案書 【任意様式】	１０部	・仕様書等の内容を踏まえ、別添「事業者選定評価基準表」に記載された評価項目を網羅した提案内容とし、評価項目に沿って記載すること。 ・企画提案書の様式はA4判、横書き、文字サイズ１１ポイント以上で、両面印刷とすること（A3 折り込み可)。 ・製本し、インデックスを付け、簡易なA4ファイルで提出すること。
2	会社概要 【任意様式】	１０部	パンフレットでも可とする。
3	提案価格書 【様式３】	１部 （代表者印押印）	
4	内訳書 【任意様式】	１０部	本業務に係る費用（導入および使用料）内訳がわかるもの。※参考（別紙）内訳書

（２）提出期限

令和７年１０月２２日（水）午後４時必着（郵送の場合は同日必着とする）

（３）提出先

「１１．担当連絡先」に同じ。

（４）提出方法

郵送又は直接持参により提出すること。郵送の場合は簡易書留郵便等配達完了の確認ができるもの。

（５）留意事項

① 提出できる企画は１提案者につき１案までとする。

② 提案に要する費用は提案者の負担とする。

③ 提出された書類等の著作権は申込者に帰属するが、当市が本件の選定の公表等に必要となった場合は、無償で使用できるものとする。

④ 誤字等を除き、応募書類等提出後の内容変更及び追加は原則認めないものとする。

⑤ 提出された書類は、各務原市情報公開条例（平成１１年条例第２号）に基づく情報公開請求があったときは、原則として公開する。ただし、同条例第６条第１項各号に規定する非公開事由に該当する部分があると当市が認めたときは、該当部分を非公開とすることがある。

⑥ 提案採用者とならなかった者の提出書類一式は原則として返却する。

⑦ 申込後に辞退する場合は、辞退届【様式４】を提出すること。なお、辞退届提出後は、いかなる理由があっても再提案は認めない。

７．審査方法及び審査基準等

（１）選定方法

評価委員会において、提出された企画提案書等、プレゼンテーション及びヒアリングを総

合的に評価し、全評価委員の評価点の総合計点が最も高い者を選定する。ただし、全評価委員の評価点の総合計点が満点の 100 分の 50 の点に満たない場合は、査定しないものとする。

（２）審査日

令和７年１０月２９日（水）

（３）審査会場

各務原市役所　会議室５－１

（４）プレゼンテーション及びヒアリング

評価委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングの実施方法は以下の通りとする。

① １者ずつの呼び込み方式とし、１者の持ち時間は説明２５分、質疑１５分の計４０分とする。※セッティング・撤収に係る時間を除く。

② プレゼンテーション等の実施場所には、説明者及び補助者の計３名までが参加できるものとする。

③ 追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用い、モニター投影による説明は可能とする。なお、モニター（５５インチ）については、当市にて用意するものとする。

（５）審査基準

審査基準は以下のとおりとし、総合的に判断する。

評価項目		表記基準の概要
①	事業者評価	・他自治体における母子健康手帳アプリ、乳幼児健診デジタル問診票の実績等から、業務を適切に遂行する能力が見込まれるか ・業務支援が十分な体制になっているか
②	機能内容評価	・仕様書に記載する項目を満たしているか ・利用者にとって利便性の高いものになっているか ・独自の工夫や特色がある提案になっているか
③	運用保守評価	・本アプリ及び本システムの周知・啓発に関してしっかりした方策があるか ・運用保守体制は整っているか
④	情報セキュリティ・データセンター評価	・仕様書に記載する項目を満たしているか
⑤	将来性評価	・将来的なシステム導入に見据えて、十分な支援体制になっているか
⑥	見積価格評価	・費用が提案書の内容に対して妥当であるか

（６）審査結果の通知

審査の結果については、書面にて全事業者に通知する。（令和７年１１月中旬を予定）

８．契約事項

（１）当市は、最高得点の事業者を契約の最優先候補者とし、契約交渉を行うものとする。企画提案書に基づき仕様の内容を協議した上で、地方自治法施行令１６７条の２第１項第２号に定める随意契約において契約を締結する。ただし、事業費については「１.業務概要（６）」で示した上限額を超えることはない。

（２）契約締結にあたり、発注者と協議の上、仕様書の確定を行うものとする。なお、仕様書の内容は、「仕様書」及び「企画提案書」の内容を基本とするが、業務の目的達成のため必要な範囲において、契約候補者との協議により、「企画提案書」等の記載内容を修正・変更する場合がある。

（３）最高得点の事業者が選考後、参加資格要件を満たさないと認められた場合及び契約交渉が不調の場合は、次に得点の高い事業者から順に契約交渉を行うものとする。

（４）契約の履行に関しては、各務原市契約約款及び仕様書等に基づき、日本国の法令を遵守しなければならない。

９．資格喪失

次のいずれかに該当した場合は、提案者の資格を喪失とする。

（１）参加資格要件を満たしていない場合

（２）提出書類に虚偽の記載があった場合

（３）「８．契約事項（１）」で行う協議が整わなかった場合

（４）実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

（５）プレゼンテーション及びヒアリングに正当な理由なしに参加しなかった場合

（６）別紙「各務原市母子健康手帳アプリ・乳幼児健診デジタル問診票導入及び運用業務仕様書」に記載のある「９．母子健康手帳アプリ機能要件」、「１０．乳幼児健診デジタル問診票機能要件」及び「１２．情報セキュリティ要件・データセンター要件」の仕様を満たしていない場合

（７）上限額を超える見積金額で提案された場合

１０．スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは以下のとおりとする。

項　目		期　限
1	募集開始	令和７年１０月　２日（木）
2	質問書の提出期限	令和７年１０月１０日（金）午後４時
3	質問に対する回答	令和７年１０月１５日（水）
4	参加表明書・企画提案書の提出期限	令和７年１０月２２日（水）午後４時
5	審査（ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ及びﾋｱﾘﾝｸﾞ）	令和７年１０月２９日（水）
6	評価結果通知	令和７年１１月中旬
7	契約締結予定時期	令和７年１１月下旬

１１．担当連絡先

各務原市健康福祉部こども家庭センター　母子保健係　担当：髙瀬、服部
〒５０４－８５５５　岐阜県各務原市那加桜町１－６９（本庁舎１階）
電話：０５８－３８３－１１１６（直通）
メールアドレス：kodomokatei@city.kakamigahara.gifu.jp